

とちぎ

公共交通広域ネットワーク ガイドライン



栃木県
2019年9月



はじめに

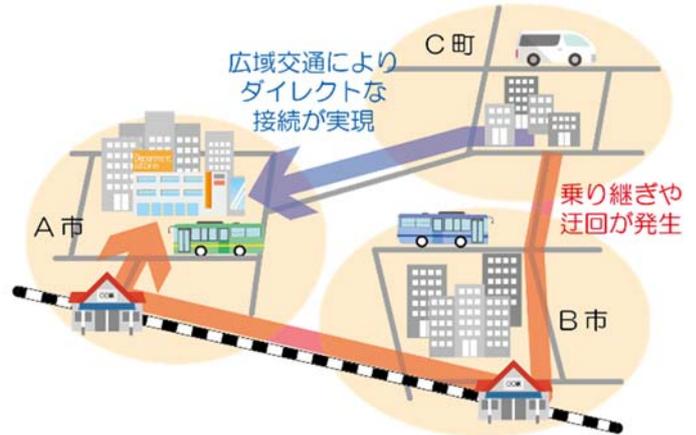
公共交通は、近年の少子高齢化の進行等の社会的背景から、これまでの交通産業としての採算性を基本とした事業から、社会資本として生活に必要なサービスとなってきています。

近年、各市町でコミュニティバス等の導入が進められ、市町内での移動に関するサービスの確保がなされてきている一方で、運営主体やサービス対象の観点から、市町域をまたいだ連携等が図れておらず、広域的な移動に関するサービスの確保については解消を図っていく必要があります。

本ガイドラインは、各市町担当者等が、複数の市町を連絡し、行政間の協働が必要となる中長距離の公共交通（バス）を新規導入・見直し改善する際に、検討すべき事項やその手法について示したものです。

なお、本ガイドラインは「とちぎ生活交通ネットワークガイドライン（平成26年4月栃木県生活交通対策協議会）」における“広域的な生活交通”の具体的な導入方法について整理したものです。

手引書として「とちぎ公共交通広域ネットワークガイドライン」をご活用ください。



◇とちぎ生活交通ネットワークガイドラインにおける協働者とその役割

市町村の役割

～生活交通のコーディネーター及び運営主体として～

- 市町村は、民間バス路線に対する支援のほか、コミュニティバス・デマンド交通等の運営・管理を担う主体として、地域の生活交通の現状を診断し、生活交通の維持・充実に向けた「計画」（「戦略」、「ビジョン」）の立案など、中心的な役割を担うことが求められます。
- また、策定した「計画」をもとに、交通事業者や地域住民との「連携」「協働」により、地域特性に適合した効果的・効率的な運行サービスを導入し、生活交通を維持・充実にさせていくことが求められます。

地域の役割

～生活交通のユーザーとして～

- 生活交通は、実際に地域の方々が利用することによりはじめて成立します。
- 地域の住民や企業は、地域の生活の足となっている身近な生活交通に関心を持つとともに、市町村や交通事業者と連携し、生活交通を守り育てていくことが求められます。

交通事業者の役割

～生活交通の運行主体として～

- 交通事業者は、生活交通の運行主体として、市町村や地域との「連携」「協働」のもと、運行ルートやダイヤ調整等の運行サービスの適宜見直し、鉄道やコミュニティバス、デマンド交通等との連携などを通じて、路線の維持・充実にむけて、地域特性に適合した効果的・効率的な方法で生活交通を供給することが求められます。

県の役割

～広域的な生活交通確保の視点からの支援～

- 県は、生活交通を支えている交通事業者・市町村への情報提供・助言・運行支援等のほか、市町村を越える広域的な移動に対応する生活交通について、関係者間の調整を図るなど、広域的な生活交通ネットワークの維持・充実にむけた支援を行います。

目次

第1部 とちぎの広域交通のいま	1
第1章 広域交通とは（定義の整理）	1
(1) 広域交通の定義	1
(2) 期待される効果	2
第2章 栃木県の広域交通の現状	3
(1) 広域交通をとりまく環境	3
第3章 広域交通の検討にあたって	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 実際の検討にあたって	10
(3) 実効性を高めるために	10
第2部 検討に向けて事前準備をしよう（基礎情報の収集等）	11
第1章 基礎情報の収集	11
(1) 既存資料を用いた広域移動需要の概要把握	11
(2) 資料の収集	12
(3) 行先・目的地としての需要施設の整理	16
(4) 現在の公共交通サービス状況の整理	16
(5) 補足調査の実施	17
第2章 収集データの分析手法（収集データの着目手法）	20
(1) 収集データの分析と整備方針検討の流れ	20
(2) 各OD量の整理	21
(3) 各OD間のカテゴリ分類	23
(4) 公共交通サービスの供給状況の整理	24
(5) 整備方針の設定	25
第3章 路線の抽出・優先的に実施する路線の選定手法	26
(1) 優先実施地域（路線）の考え方の整理	26
(2) 優先実施地域（路線）を抽出するための基礎情報の整理	27

第3部 導入に向けて検討を進めよう（新規導入編）	29
第1章 広域交通の導入に向けた検討の流れ	29
第2章 運行計画の立案	31
(1) 運行概要の設定	32
(2) 意見収集・利用需要調査	36
(3) 利用需要・ニーズの調査	39
(4) 運行計画の立案	41
(5) 採算性の検討	46
第3章 関係者との調整	52
(1) 関係者との調整内容・時期	53
第4章 実証運行の実施	55
(1) 実証運行に向けた準備	55
(2) 実証運行開始	56
(3) 実証運行の見直し協議・本格運行への移行に向けた適合判断	57
第5章 本格運行に向けた準備・検討	58
(1) 継続的な運行に向けた改善方策の検討	59
第3部 改善に向けて検討を進めよう（既存改善編）	62
第1章 広域交通の導入に向けた検討の流れ	62
第2章 運行計画の立案	64
(1) 運行概要の設定	65
(2) 意見収集・利用需要調査	71
(3) 利用需要・ニーズの調査	76
(4) 運行計画の立案	79
(5) 採算性の検討	84
第3章 関係者との調整	87
(1) 関係者との調整内容・時期	88
第4章 改善運行に向けた準備検討	90
(1) 改善運行に向けた準備	90
第4部 継続運行に向けて改善しよう	91
第1章 継続運行に向けた実施事項	91
(1) PDCA サイクルの導入	91
(2) 定期的なモニタリング	92
(3) 継続改善に向けた協働・連携	95